

子育て情報コーナー

さくらんぼひろば(子育て支援ひろば) ☎998-7421

★6月変更日

6月10日(水)↓9日(火)、15日(月)↓16日(火)

★6月の主な予定

▼6月8日(月) 午前11時～正午
子どもの歯の健康について▼6月18日(木) 午前10時～11時30分 身体測定

わんぱる(だいら児童館) ☎999-0321

★6月の主な予定
幼児向けイベント

▼6月11日(木) 午前10時30分～正午
IIのびのびサロン(身体測定、栄養相談)▼6月25日(木) 午前10時～午後1時 II子育て相談

他にちゅうりつぷリズム、おはなし

「アドバイス」の知識

敷金が返ってこない

【事例】3年間住んでいたアパートを退去する際に、修繕費用が20万円以上かかると言われ、敷金が全く戻ってこない。通常の使用だと思いがハウスクリーニングや畳とふすまの交換、クロス張替代金などを請求されている。敷金は返してもらえないのか。

【アドバイス】敷金とは、家賃の滞納や借主の責任(故意または過失)で部屋を汚損・破損したときなど、借主が負担すべきお金が支払われな

ことに備えて、その担保として貸主に預ける金銭をいいます。このため、家賃の滞納がなく、借主が「もとどおり」にして退去すれば、敷金は全額返還されます。

■原状回復の考え方

トラブルの未然防止のため、国土交通省は「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」で一般的な基準を示しています。

会、なかよしひろば、ボールプールを実施

月1回の幼児イベント:小麦粉粘土で遊ぶ

小学生向けイベント:なかよしひろば(卓球・キッカーボード)、チャレンジランキング(割りばしマジックハンド)

※開催日等詳細は、「わんぱる」にお問い合わせください。

パパ・ママ応援ショップ優待カード

市では、子育て家庭を応援するため、お店で割引などのサービスが受けられる「パパ・ママ応援ショップ」事業を埼玉県とともに実施しています。

利用対象者
中学生までのお子さんまたは妊娠

中の方がいる家庭

まだ、カードをお持ちでないご家庭は次の場所でお受け取りください。(1家庭1枚)

・市役所子育て支援課(日曜日は、市民課)で配布

・妊娠中の方は、母子健康手帳交付時に保健センターで配布

※お子さんおよび保護者の方の健康保険証等、妊娠中の方は母子健康手帳をお持ちください。



パパ・ママ応援ショップ優待カード

子育て支援課 ☎839

1 原状回復は、借主が借りた当時の状態に戻すことではない。

「通常の使用方法で使用してればそうだったであろう」という状態であれば、使用開始時よりも悪くなっていたとしても、そのまま貸主に返せばよいとしています。

2 借主の不注意または故意により補修が必要となったものが借主の負担になる。

ただし、借主の不注意により破損したものに経年劣化や自然損耗が含まれ、その分は貸主に家賃として支払っているため、借りていた年数が多いほど借主の負担割合を減らすのが適当としています。

3 原状回復は、汚損・破損部分の補修が必要とされる最小範囲について行えばよい。

例えば、相談事例にある「畳、ふすま」は消耗品としての性格が強い

ため、通常使用によるものであれば、

借主の負担で全部を張り替えることにはならず、借主の不注意で破損したものを1枚単位で補修すればよいとしています。

また、クロス張替えについては、借主がキズをつけた箇所を含む一面分を超える張り替え補修費用を負担することは、貸主が原状回復以上の利益を得ることになるので、妥当ではないとしています。

■トラブルを未然に防ぐために

1 契約する前に、重要事項説明書や契約書に不利な条項や特約があるかどうかを確認しましょう。

2 入居前に貸主や不動産業者と室内の点検を行い、室内の状態の記録や写真を残しておきましょう。退去時と同様の点検を行うことにより、修繕の必要性が判断できます。

困ったときや不安に思うことがあれば、お近くの消費生活相談窓口にお問い合わせください。

☎商工観光課 ☎336、県消費生活支援センター春日部 ☎048-734-0999

6月・7月 各種無料相談 ☎996-2111

★法律相談の予約方法は、☎電話のみとなります。



法律相談

法律的な困りごとの相談(弁護士が相談)※2日前の毎週水曜日(祝日の場合は、翌日)午前9時から電話予約

☎毎週金曜日 午後1時20分～4時 (事前予約制) 場市民相談室 広聴広報課 ☎373

くらしの相談

日常生活や行政に関する問題の相談

☎6月10日(水)・7月8日(水) 午後1時～4時 場市民相談室 広聴広報課 ☎373

行政書士相談

相続、離婚、会社設立などの手続きの相談

☎6月15日(月) 午後1時～4時 ※7月は休み 場市民相談室 広聴広報課 ☎373

税理士相談

パートタイムの税金や相続税などの相談

☎6月1日(月)・7月6日(月) 午前10時～午後3時 場市民相談室 広聴広報課 ☎373

女性相談

女性が抱えるさまざまな悩みなどの相談(女性相談員が相談)

☎毎週水曜日 午前10時～午後4時 (事前予約制) 場市役所駅前出張所内相談室 人権・男女共同参画課 ☎811

こころの健康相談

不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、認知症などの相談(専門医が相談)

☎6月1日(月)・7月6日(月) 午後1時～2時30分 (事前予約制) 場保健センター 健康増進課 ☎995-3381～3

内職相談

内職についての求職やあっせんの相談

☎毎週火曜日(祝日は除く) 午前10時～午後3時30分 場市民相談室 商工観光課 ☎336

消費生活相談

悪質商法のトラブルや消費生活全般の相談

☎毎週月～木曜日(木曜日が祝日の場合は、翌日) 午前10時～午後4時 場消費生活相談室 商工観光課 ☎336

人権相談

プライバシーの侵害、基本的人権の相談(人権擁護委員が相談)

☎6月11日(木)・7月9日(木) 午後1時～4時 場第3会議室 人権・男女共同参画課 ☎811

若年者就職相談

就職、転職、職業能力などの相談(キャリアカウンセラーが相談)

☎6月7日(日)・21日(日) 7月5日(日)・19日(日) 午前10時～午後4時 (事前予約制) 場勤労青少年ホームゆまにて ゆまにて ☎996-0123

心配ごと相談

日常生活での心配や悩みごとの相談

☎6月3日(水)・17日(水) 7月1日(水)・15日(水) 午後1時～4時(電話相談可) 場身体障害者福祉センターやすらぎ 社会福祉協議会 ☎998-7616

教育相談

子どもの言動や教育についての相談

☎毎週月～金曜日 午前9時30分～午後4時 場教育相談所 教育相談所 ☎995-0077

家庭児童相談

児童の家庭や学校などでの問題の相談

☎毎週月～金曜日 午前9時～午後4時 場家庭児童相談室 子育て支援課 ☎472

子育て相談

子育ての不安や悩みごとの相談(子育てアドバイザーが相談)

☎6月25日(木)・7月23日(木) 午前10時～午後1時 (事前予約制) 場だいら児童館わんぱる わんぱる ☎999-0321

納税相談

市税、国民健康保険税の納付についての相談

☎6月7日(日)・7月5日(日) 午前9時～午後4時 毎週木曜日(祝日は除く) 午後5時15分～7時 場納税課 納税課 ☎330

不動産相談

マンションおよび不動産取引についての相談

☎6月9日(火)・7月14日(火) 午後1時～4時 場市役所駅前出張所内相談室 広聴広報課 ☎373

市長相談

市政への要望等を直接市長に相談

☎7月23日(木) 午後5時30分～6時30分 (事前予約制) ※6月は休み 場840情報資料コーナー 広聴広報課 ☎373